

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鈴鹿市長 末松 則子

市町村名 (市町村コード)	鈴鹿市 (24207)
地域名 (地域内農業集落名)	玉垣・若松地区 (矢橋、肥田、柳、中島、土師、岸岡、打越、東玉垣第1、東玉垣第2、北玉垣、末広、西玉垣、桜島、南玉垣、暁、原永、南若松、北若松、中若松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月25日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者が高齢化しており、後継者がいない担い手が耕作ができなくなるケースや、突如として担い手が農業を続けられなくなった場合、農地が遊休化や荒廃化するリスクが高まることが懸念される。

【地域の基礎データ】

主な作物：水稻、小麦、大豆、トマト、乳牛、養豚、施設花き、施設野菜、果樹類、施設園芸、観葉植物、桃

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、認定農業者を中心とした担い手に対して農地を集積、集約していく。酪農、養豚、施設花きなどの農業については、経営の低コスト化など、経営改善を図る農業者を今後の地域の中心となる経営体として位置付け、育成、支援を図っていく。また、新規就農者の掘り起こしを行い、地域農業の担い手として育成、支援を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	355.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	355.98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内に存在する農地台帳に登録された農地の内、農用地区域内にある農地を、農業利用が可能な農用地等の区域として設定した。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地の利用については、担い手を中心とし、加えて認定農業者や認定新規就農者が入作を希望する場合も受け入れを促進していく。
また、農地を貸したい地権者の意向を整理し、担い手に対して農地の集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者の意向を確認しながら、農地中間管理機構の活用を図っていく。
 また、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への円滑な経営継承が行えるよう、農地中間管理機構を通じた担い手への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の農地について、各種補助金等を活用して、土壌改良などの生産基盤の改良を行うことを検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体の情報を集め、相談があった場合には農地をあっせんするなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを行えるよう検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の農地の管理については、JA鈴鹿等と連携をすることで、農作業委託も含めて適切に管理していく手法を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。